

## 別紙1 参考様式

### 実質化された人・農地プラン

[ 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 ]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南越前町	東・西大道地区（東大道集落、西大道集落）	平成25年8月21日	令和3年3月26日

#### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	41.57 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	29.58 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	12.93 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	7.86 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

#### 2 対象地区の課題

<b>【東大道集落】</b>
・東大道 個人農家の耕作面積 19.2haのうち8名で5.5ha 認定農業者が13.7ha
・両区とも全体世帯数の20%程度が農地の所有者である事から農地維持に关心が薄い地域
・高齢化 地区内8名中4名が65歳以上であり、更に全ての農業者は後継者なし
・日野川から鳥獣被害が近年頻繁に発生し、農用地の維持が困難であり、住民の生活環境も危険
・認定農業者に委託している農地がバラバラで効率の良い集約化がされていない
<b>【西大道集落】</b>
・西大道 個人農家の耕作面積 9.3haのうち6名で2.6ha 認定農業者が6.7ha
・両区とも全体世帯数の20%程度が農地の所有者である事から農地維持に关心が薄い地域
・高齢化 地区内8名中4名が65歳以上であり、更に全ての農業者は後継者なし
・農地が山間部に近く近年鳥獣被害が近年頻繁に発生し、農用地の維持が困難であり、住民の生活環境も危険
・認定農業者に委託している農地がバラバラで効率の良い集約化がされていない

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

#### 【東大道集落】

- ・地域が農業者と農業者以外の者の比率が悪く、意識の低下により集落内で後継者を確保するのは、困難であることから断念
- ・集落営農の組織化は、担う人材や組織運営するリーダーを確保できないことから断念
- ・5年後、10年後を目途に、全ての農用地は入作を希望する地区外の認定農業者等を受け入れる方針
- ・農地の集約化は、受け入れ割合が増えた時期に効率の良い集約を目指す

#### 【西大道集落】

- ・地域が農業者と農業者以外の者の比率が悪く、意識の低下により集落内で後継者を確保するのは、困難であることから断念
- ・集落営農の組織化は、担う人材や組織運営するリーダーを確保できないことから断念
- ・5年後、10年後を目途に、全ての農用地は入作を希望する地区外の認定農業者等を受け入れる方針
- ・農地の集約化は、受け入れ割合が増えた時期に効率の良い集約を目指す

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻	2.29 ha	水稻	2.29 ha	東大道、西大道
認農	B	水稻、麦、そば	5.20 ha	水稻、麦、そば	5.20 ha	東大道、西大道
認農	C	水稻	2.69 ha	水稻	2.69 ha	東大道、西大道
認農	D	水稻	2.60 ha	水稻	2.60 ha	東大道、西大道
認農法	E	水稻	2.95 ha	水稻	2.95 ha	東大道
認農法	F	水稻	1.59 ha	水稻	1.59 ha	西大道
法人	G		ha		ha	
計	7 経営体		17.32 ha		17.32 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

##### 【東大道集落】

- ・農地の大区画化は、実現は難しい
- ・これまで通り中山間総合整備事業や多面的機能支払金を活用し、農地や共用部を維持管理する
- ・鳥獣被害防止策は、両区全域の安瀬南進を確保するための重要対策と位置づけし、区民全体で対応する
- ・個人農家で耕作が出来なくなった場合は、中間管理機構に貸し付けていく
- ・鳥獣被害防止策は、3年前から改良しているシカ対策2柵を継続し設置する

##### 【西大道集落】

- ・農地の大区画化は、実現は難しい
- ・これまで通り中山間総合整備事業や多面的機能支払金を活用し、農地や共用部を維持管理する
- ・鳥獣被害防止策は、両区全域の安瀬南進を確保するための重要対策と位置づけし、区民全体で対応する
- ・個人農家で耕作が出来なくなった場合は、中間管理機構に貸し付けていく
- ・鳥獣被害防止策は、3年前から改良しているシカ対策2柵を継続し設置する

#### (参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

#### (留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

別紙1 様式

実質化された人・農地プラン

[ 注:地域の話し合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 ]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南越前町	脇本地区(脇本集落)	平成25年3月11日	令和3年3月26日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	39.50 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	37.57 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	24.87 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.84 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.46 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

特になし

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

脇本地区の水田利用は、中心経営体である集落営農組織「A」により継続的に実施して行く。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稻、麦	25.80 ha	水稻、麦	25.80 ha	脇本
計	1 経営体		25.80 ha		25.80 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

## 別紙1 参考様式

### 実質化された人・農地プラン

[ 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 ]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南越前町	上牧谷地区(上牧谷集落)	平成25年12月13日	令和3年3月26日

#### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	13.90 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11.61 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	11.61 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.90 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

#### 2 対象地区の課題

集落内の高齢化が進み後継者不足のため農地維持が困難

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

#### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

他の集落との合同就農や、大きな農業組織と一緒にに行いたい

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻	2.29 ha		2.29 ha	牧谷
認農	B	水稻、そば	6.37 ha		6.37 ha	牧谷
	C	水稻	3.33 ha		3.33 ha	牧谷
計	3 経営体		11.99 ha		11.99 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農業用施設等の維持管理を図るため、多面的機能支払交付金を活用し、保全活動(水路・農道草刈、土砂上げ、鳥獣被害防止対策等)に取り組む。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

注:地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南越前町	金粕地区(金粕集落)	平成26年3月20日	令和3年3月26日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	29.43 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7.66 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	4.10 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.69 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.85 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.00 ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

対象地区内において高齢化が進む中、後継者が未定もしくは不明の農地が2.54haあり、これらの農地を休耕田(耕作放棄地)としないよう努めていく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

対象地区内の農地利用は、中心経営体である農業法人2経営体と認定農業者1経営体が担っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	(株)A	水稻、麦	19.26 ha	水稻、麦	17.26 ha	金粕
認農法	(有)B	水稻	0.00 ha	水稻	2.00 ha	金粕
認農	C	水稻	5.90 ha	水稻	5.90 ha	金粕
計	3 経営体		25.16 ha		25.16 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

[多面的機能支払交付金の活用方針]

中心経営体の負担軽減が図られるよう多面的機能支払交付金を活用しながら、地域全体で農地保全活動(水路土砂上げ、農道・水路・畔草刈、獣害侵入防止柵設置等)に取り組む。

[鳥獣被害防止対策の取組方針]

シカ対策用の金網柵(H=2m)の管理を金粕集落全域で実施する。

なお、地域内の高齢化が進んでいることから、鳥獣害対策とあわせ、コミュニティを維持するよう集落全体で取り組んでいく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 別紙1 様式

### 実質化された人・農地プラン

[ 注:地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 ]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南越前町	阿久和地区(杣山・阿久和)	平成25年8月21日	令和3年3月26日

#### 1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	55.13 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	46.57 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	21.94 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.74 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.94 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区的現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

#### 2 対象地区的課題

令和元年度現在、将来後継者不在の圃場が増加する。また、5年後には65才以上の耕作者となる圃場が増加する。  
阿久和は現在、認定農業者や認定新規就農者の耕作が整備されている状況である。その中で、耕作者の負担軽減のため、獣害対策や江掘り、草刈り等への区民の協力をしていく必要がある。

#### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

認定農業者が今後、経営を法人化する予定となっている。

今後、個人耕作者の中で耕作の継続が難しくなった場合は、認定農業者への耕作依頼も視野に入れなければならない。その際、区民の獣害対策等への協力をしていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻	8.77 ha	水稻	8.77 ha	杣山、阿久和
認就	B	水稻	19.91 ha	水稻	19.91 ha	杣山、阿久和
認農	C	水稻、そば、大豆	5.52 ha	水稻、そば、大豆	5.52 ha	杣山、阿久和
計	3 経営体		34.2 ha		34.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

耕作者の負担軽減のため、獣害対策や江掘り、草刈りなど区民が協力していく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。  
なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

別紙1 様式

実質化された人・農地プラン

[注:地域の話し合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南越前町	鯖波地区(鯖波集落)	平成26年3月20日	令和3年3月26日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	22.52 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20.93 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	20.93 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.41 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.14 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区的現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

令和2年8月現在で、鯖波集落は54戸、人口178人、65歳以上が58人で65歳以上の割合が33%。耕作面積は20.938ha、個人農業者が5人で18.073ha、認定農業者が1人で2.865haであり、高齢化と後継者不足が問題である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

鯖波集落の農地利用は、中心経営体である認定者1人とその後継者予定者1人が担うこととし、小規模農家については、認定農業者であるA氏に農地を付け替える等で対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻、大豆、そば	18.07 ha	水稻、大豆、そば	18.07 ha	鯖波
計	1 経営体		18.07 ha		18.07 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

## 実質化された人・農地プラン

〔注:地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南越前町	奥野々地区(奥野々集落)	平成25年12月13日	令和3年3月26日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	16.31 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11.43 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	10.83 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.22 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.17 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

現在は中心母体となっている担い手を中心に耕作を行っており、これから数年後には継続できなくなる可能性がある。  
担い手さんが集落圃場のほぼ50%を耕作しており、集落営農組織の組織力が必要となってきている。  
委託している側においても個人の資産として守ってもらう意味での協力を得られていない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

#### 集落営農組織化

高齢化と後継者不足により個人での農地の維持管理が困難な状況にあるため、昨年5月より「集落営農」組織化に向けて検討委員会を設置して議論中で、参加調整を行ったところ多数の人が希望しており、年内に設立総会を行

い正式発足させる事をめざしている。

#### 人材の確保

定年延長等で企業での雇用期間が伸びており人材が不足することは確実であるので早いうちに非農家の若年層

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻	4.38 ha	水稻	4.38 ha	奥野々
	B	水稻	2.25 ha	水稻	2.25 ha	奥野々
計	2 経営体		6.63 ha		6.63 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

集落営農組合を立ち上げ、一個人の負担を軽減させる。

定年延長等で企業での雇用期間が伸びており人材が不足することは確実であるので早いうちに非農家の若年層も農家に参加する機会をつくる。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 別紙1 様式

### 実質化された人・農地プラン

[ 注: 地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 ]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南越前町	関ヶ鼻地区(関ヶ鼻集落)	平成25年8月21日	令和3年3月26日

#### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	4.50 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	3.69 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	3.09 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.38 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

#### 2 対象地区の課題

- 農業に対する魅力がない、機械に係る経費が掛かる。
- 米価が下がり助成金もなくなり、小規模農家は儲けがない。
- 農地区画が小さく機械の大型化ができない。
- 排水路が高く排水が十分にできない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

#### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 認定農業者も高齢で後継者もない。
- 農地区画が小さいため集約化は困難。
- 隣接する上別所生産組合との共同化は前進しない。
- 認定農業者がやめた場合、当分の間引き受けるという耕作者がいた。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻、麦	2.15 ha	水稻、麦	2.15	関ヶ鼻
計	1 経営体		2.15 ha		2.15 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- 農地の大区画を進めたいが、負担金が問題なのか所有者からの意見が聞かれない。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

別紙1 様式

実質化された人・農地プラン

[ 注:地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 ]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南越前町	社谷	平成26年2月24日	令和3年3月26日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	20.21 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	19.70 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	14.55 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9.78 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区的現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- 農地が中山間地で管理に手間がかかり、省力化した農業が行いにくい
- 今後は、(5年後)認定農業者と個人耕作者も高齢になり、耕作の維持が難しくなると思われる
- 農業機械を共同で維持されている方も、老朽化のため修理その他で金銭的負担が増えると思われ、新規の購入をしてまでの耕作は難しい

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 全体的には、中心経営体へ集約化していかなければ継続していくことは困難である。中心経営体の調整又は共同経営体制づくり
- 認定農業者と個人農家の共同経営の2経営体、集落営農

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻	6.89 ha	水稻	6.89 ha	社谷
計	1 経営体		6.89 ha		6.89 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

現在、50～60歳代の耕作者、所有者で定期的な協議の場を設け、意識の統一を図り協働し、地区内農地を保全できるよう取り組む

他の集落の様に現役を引退された方に中心となっていただき、個人になるべく金銭的負担がかからないよう個人の機械の借り上げ、人手手配などをお願いし、現在の営農形態を維持できる組織作り又は、要望があれば現在の中心経営体の方の応援

当集落では、20haの農地に対して20名の農家です。

5割の助成では大型機械購入の負担が大きい。

本気で長期に渡って農業を守る(不耕作地を出さない)為には公社的組織(農業公社)が請負う等、口先だけの指導ではなく本腰を入れてほしい。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
	貸付け	作業委託	売渡
1			
2			
3			
4			
5			
6			
計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 別紙1 様式

### 実質化された人・農地プラン

[ 注:地域の話し合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 ]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南越前町	久喜	平成25年3月11日	令和3年3月26日

#### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	14.84 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13.27 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	13.27 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.85 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.90 ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

#### 2 対象地区の課題

土地改良施行により、50年近くが経過し畦が細くなって水漏れが激しくなってきており、畦畔の再構築が必要。イノシシやシカによる獣害被害への対策の必要性。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

#### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地は中心経営体である認定農業者が、集落耕地面積の77%(10.5ha)を担っており、令和3年より更に90aを集約する計画である。残りの200aについては、集落外の認定農業者1名と集落内耕作者1名が耕作しており、将来は集落耕作者の90a分を集約予定としている。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻、そば	10.57 ha	水稻、そば	12.36 ha	久喜
認農	B	水稻	1.12	水稻	1.12 ha	久喜
計	2 経営体		11.69 ha		13.48 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付等意向 令和3年度より貸付等の意向が確認された農地は3筆、8,950m <sup>2</sup>
中間管理機構の活用 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手と受け手にかかわらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。
鳥獣被害防止対策の取り組み方法 鳥獣害対策の集落点検マップづくりや、捕獲体制の構築等に取り組む。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1	南越前町久喜14-53	3,120		
2	南越前町久喜31-54	3,210		
3	南越前町久喜32-56	2,610		
4				
5				
6				
	計	8,950		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。  
なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

〔注:地域の話し合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南越前町	長沢	平成25年12月13日	令和3年3月26日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	13.64 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11.68 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	11.68 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

- ・昨年、集落営農組織の高齢化にかんがみ、組織構成員の世代交代を行い、5年後10年後の営農継続を可能とした。
- ・更に長い目で見ると、一集落で継続していくには限界が来るため、近隣の担い手も同じような状況であり広域化について検討が必要となる。
- ・シカ等による獣害被害が後を絶たない状況にある。近隣の集落では、2mのワイヤーメッシュ柵を設置している。
- ・高齢化が進む中、作業効率を図るために機械整備が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

長沢集落の農地利用は、中心経営体である集落営農組織が担っていく。集落組織に携わる構成員の世代交代を行うことで、将来的に営農が継続できる体制を整えた。当面は現状の長沢集落内の営農を維持していくこととする。また、農地全体が中間管理機構を通じ集約していることから、農地の集約化についても当面現状どおりとする。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稻、麦	11.68 ha	水稻、麦	11.68 ha	長沢
計	1 経営体		11.68 ha		11.68 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・農地に関することは集落営農組織が中心となり営農活動に取り組む。
- ・獣害対策として、2mのワイヤーメッシュ柵を設置する。
- ・作業の効率化を図るために、ドローンを整備する。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

〔注:地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南越前町	馬上免	平成25年12月13日	令和3年3月26日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	17.11 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15.45 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	8.78 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.90 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

地区内の高齢化も進み、自作農家の5名のうち3名は後継者がいない状況となっている。  
今後は、農業施設、有害被害防止策等の維持管理が困難になっていくことから、管理方法について中心経営体との協力体制の構築が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

馬上免の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や、認定新規就農者の受け入れを促進することで対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻、麦、そば	3.73 ha	水稻、麦、そば	3.73 ha	馬上免
認農	B	水稻	2.23 ha	水稻	2.23 ha	馬上免
計	経営体		5.96 ha			5.96 ha

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

中心経営体が諸事情で営農が困難になった場合は、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。

鳥獣被害防止策については、集落のみならず、担い手にも協力を要請し、集落点検マップ作りや、捕獲体制の構築に取り組む。

農地の所有者、耕作者で定期的に協議の場を設け、意識の疎通、情報の共有を図り、協働して農地保全に努める。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

〔注:地域の話し合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南越前町	上温谷	平成25年12月13日	令和3年3月26日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	7.12 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	3.73 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	1.33 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.33 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.06 ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

上温谷集落は、現在3戸の耕作者で1.33haを耕作しているが、全戸65歳以上の耕作者である。少子高齢化が深刻化しており、後継者の見通しがないため、集落内の農業施設等の維持管理が困難な状況となることから、管理办法について、中心経営体との協力体制の構築が必要になると思われる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上温谷集落の農地利用は、中心経営体である認定法人((有)A)へ集約していく意向であり、土地改良済み農地は全戸集約済みである。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	(有)A	水稻	3.03 ha	水稻	4.09 ha	上温谷
計	1 経営体		3.03 ha		4.09 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(交付金等の活用方針)

農業用施設等の維持管理を図るため、多面的機能支払交付金を活用し、保全活動(水路・農道草刈、土砂上げ、鳥獣被害防止対策等)に取り組む。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

別紙1 様式

実質化された人・農地プラン

[ 注:地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 ]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南越前町	瀬戸	平成26年2月24日	令和3年3月26日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	16.88 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11.76 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

瀬戸集落は、少子高齢化が深刻化しているため、集落内の農業施設等の維持管理が困難な状況となることが目に見えていることから管理方法について、中心経営体との協力体制の構築が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体((有)A)に土地改良済み農地は全戸集約済み

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	(有)A	水稻、そば	11.76 ha	水稻、そば	11.76 ha	瀬戸
計	1 経営体		11.76 ha		11.76 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農業用施設等の維持管理を図るため、多面的機能支払い交付金を活用し、保全活動(水路、農道草刈り、土砂上げ、鳥獣被害防止対策)に取り組む

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。